

### 第391回南国市議会定例会会議録

第6日 平成28年6月20日 月曜日

#### 出席議員

1番 神崎隆代君	2番 植田豊君
3番 浜田憲雄君	4番 山中良成君
5番 岩松永治君	6番 西川潔君
7番 土居恒夫君	8番 高木正平君
9番 有沢芳郎君	10番 中山研心君
11番 前田学浩君	12番 村田敦子君
13番 岡崎純男君	14番 小笠原治幸君
15番 野村新作君	16番 浜田和子君
17番 浜田勉君	18番 土居篤男君
19番 福田佐和子君	20番 西岡照夫君
21番 今西忠良君	

＊

#### 欠席議員

なし

＊

#### 出席要求による出席者

市長 橋詰壽人君	副市長 平山耕三君
副市長 吉川宏幸君	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 西山明彦君
財政課長 渡部靖君	企画課長 松木和哉君
情報政策課長 崎山雅子君	危機管理課長 中島章君
税務課長 山田恭輔君	市民課長 島本佳枝君
子育て支援課長 田内理香君	長寿支援課長 原康司君
保健福祉センター 所長 岩原富美君	環境課長 島崎哲君
農林水産課長 村田功君	商工観光課長 長野洋高君
建設課長 松下和仁君	地籍調査課長 古田修章君
都市整備課長 若枝実君	上下水道局長 西川博由君

会計管理者兼 参事兼会計課長	橋田裕子君	福祉事務所長	中村俊一君
教 育 長	大野吉彦君	教育次長兼 学校教育課長	竹内信人君
生涯学習課長	谷合成章君	監査委員 事務局局長	細川千秋君
農業委員会 事務局局長	土橋愛君	消 防 長	小松和英君

\*—————\*

#### 議会事務局職員出席者

事務局 長	秋田節夫君	次 長	公文知子君
書 記	岡崎辰彦君		

\*—————\*

#### 議事日程

平成28年6月20日 月曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 平成28年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 平成28年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 平成28年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 南国市火災予防条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第6号 南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第7号 南国市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例
- 第8 議案第8号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 第9 議案第9号 小型動力ポンプ付水槽車購入契約の締結について
- 第10 議案第10号 (仮称) 南国日章工業団地の用地取得について
- 第11 議案第11号 南国市人権擁護委員の推薦について
- 第12 報告第1号 平成27年度南国市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第13 報告第2号 平成27年度南国市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第14 報告第3号 平成27年度南国市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第15 報告第4号 前浜防災コミュニティーセンター新築工事（建築主体）の契約金額変更に係る専決処分の報告について

＊

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第15まで

＊

午前10時 開議

○議長（西岡照夫君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

＊

議案第1号から議案第11号まで、報告第1号から報告第4号まで

○議長（西岡照夫君） この際、議案第1号から議案第11号まで及び報告第1号から報告第4号まで、以上15件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

議案第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第1号の質疑を終結いたします。

議案第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第2号の質疑を終結いたします。

議案第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第3号の質疑を終結いたします。

議案第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第4号の質疑を終結いたします。

議案第5号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。12番村田敦子さん。

〔12番 村田敦子君登壇〕

○12番（村田敦子君） おはようございます。

私は、議案第5号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について質問をします。

マイナンバーに登録される情報が次々と加算されているようです。総務省は、マイナンバーカード作成と使用を勧めるために、地域振興に活用するため、クレジットカードのポイントや航空会社のマイレージを市区町村や商店街のポイント合算できるようにすることで関係各社と基本合意したということで、今秋にも実証実験を行い、来年度中の実現を目指すということです。

ポイントは、みんな加算されることは大好きですので、買い物のたびにカードを出してポイントを加算していますが、マイナンバーカードに関しては、住所や氏名、そういう電話番号とかいうものだけでなく、たくさんの92の情報が含まれているとお聞きをしています。そういうものを一般の買い物のポイントカードのように使用したりするようなことがあって、危険ではないのでしょうか。

また、昨年12月には堺市の市役所職員による68万人分の有権者情報が流出され、先日には元松山市職員による健康診断の受診対象者リストなど13万人分の個人情報を提供したという事件が起こっています。市の職員の市民個人情報に対する守秘義務をきちんと履行させることができるのでしょうか。それができないのであれば、マイナンバーの使用はやめるべきではないかと思います。

また、高齢者の4人に1人が認知症あるいはその予備群と言われる中で、カードを使いこなしていない高齢者の方が買い物のカードと同じように思って使うことは、ますますおれおれ詐欺や情報を盗むためにあらゆる手を尽くしてくる者に対して、全て対応し切れるのでしょうか。南国市は市民を守っていただけるのでしょうか。そのことをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。情報政策課長。

〔情報政策課長 崎山雅子君登壇〕

○情報政策課長（崎山雅子君） おはようございます。

村田議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、カードに登録されている情報でございますが、九十何項目とかそういったところが登録をされているわけではなくて、カードに登録をされている情報と申しますのは、御本人の顔写真、それといわゆる4情報と言われる、住所、氏名、性別、生年月日、それと個人番号にな

ります。このカードの中にはこの情報が登録をされており、御本人が照会をするときに利用していくというようなカードでございます。なお、番号法の利用に当たりましては、南国市においても、個人番号の取り扱いについては規程も定めて運用しております。

将来的にどのように利用が広がっていくのかということは今の段階では少し置いておいて、条例の改正とは少し別の視点からの御質問だと思っておりますが、個人番号で自分の全部の情報が見られてしまうという点につきましては、もし今の段階でそのようなことが起こり得るとすれば、完全にその方に成り済まして、その方の情報が保有されているであろう機関一つ一つを回って申請をし、その方の情報を確認して回る以外にはありません。市役所のどこかに個人番号を打ち込めばその個人に関する情報が全て引き出せるなどという機械があるわけではありませんし、そのようなことは国を初めどの機関の職員であってもできないような仕組み、または決まりのもとで運用されているのがマイナンバー制度でございますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 12番村田敦子さん。

○12番（村田敦子君） 答弁ありがとうございます。

個人番号を入力するだけではその方のカードに入っている情報を見ることはできないということですが、個人番号カードには、そのICチップには、組み込めれる情報が週刊誌一冊分の情報が保存できると聞いています。その中には個人の医療機関に受診した記録、そういうことも全て含まれるようになると聞いています。

確かに番号を打ち込むだけでは情報は引き出せないかもしれませんが、先ほども申しましたように、高齢者の4人に1人が認知症もしくはその予備群と言われております。そういう方々が、おれおれ詐欺の方のように情報を盗むためにあらゆる手を尽くしてくる、その方に対して余計手助けをするような制度になるのではないかと思うのです。そういうことをちょっと懸念をされるし、それに対して市がその高齢者を守ることはできるのでしょうか。

○議長（西岡照夫君） 情報政策課長。

○情報政策課長（崎山雅子君） 村田議員さんの御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、カードに現状登録されておりますのは御本人の顔写真と4情報、個人番号でございます。その個人の方を確認するための情報が登録をされているということになります。先ほどおっしゃいましたおれおれ詐欺は犯罪でございますので、この問題とはまた別のところで論ずるべきだと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） よろしいですか。ほか。12番村田敦子さん。

○12番（村田敦子君） 済みません、この問題とは別かもしれませんが、ほかのカードと違って、開けば開く方法はあらゆる手段を尽くして、結局おれおれ詐欺の人が本人ということを確認できるためだけのカードかもしれませんが、本人ということが確認できたらその人の情報が開示できるということだと思いますので。それをそういう盗もうとする方が、その高齢者の方を連れて行って指示に従ってすることが、今のそういう高齢者に対するそういう犯罪を広げる手助けになるのではないかとすることは、お考えになったことはないのでしょうか。

○議長（西岡照夫君） 情報政策課長。

○情報政策課長（崎山雅子君） そのような犯罪に巻き込まれるということで一番心配しておりますのは、個人番号を電話で聞くとか、個人番号に関して漏れたから金品を要求するとか、そういったことが今一番心配されていることでございます。

詐欺を働こうとする方が認知症の方を市役所の窓口連れてきていろいろな手続をするということにつきましては、そういったことがありましたら、市役所の職員についても御本人に十分意思を確認するというようなことも手続としていたしますので、それにつきましては、市役所ではそういったことが起こらないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（西岡照夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第5号の質疑を終結いたします。

議案第6号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。19番福田佐和子さん。

〔19番 福田佐和子君登壇〕

○19番（福田佐和子君） 議案第6号南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お尋ねをいたします。

国が進める規制緩和によって、保育の子供の命も大変危うくなっているのが今の現状です。この12年間に174人の子供さんが亡くなり、毎月どこかの保育で子供が亡くなっていること、亡くなり続けている現状を何とかしてほしい。これが切実な、そして強い願いではないでしょうか。

最近、命が軽んじられているように思えてなりません。子供や高齢者、障害のある方、一生懸命働いている人の命を守ることこそ、第一の任務ではないかと思えます。保育の質を落とさ

ず、市内どこの保育に通っても同じ保育、同じように子供を大切に伸び伸び育てる保育が実施されるようにとの思いからお尋ねをいたします。

第6号の改正は、配置しなければならない保育士にかかわる基準を緩和する特例ということで、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならないということになるという提案でありますけれども、その具体的な内容、例えば知識あるいは経験、その中身、具体的な内容と南国市の保育における影響をお聞きをいたします。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。子育て支援課長。

〔子育て支援課長 田内理香君登壇〕

○子育て支援課長（田内理香君） おはようございます。

福田議員さんの御質問にお答えいたします。

保育施設における労働力需要に対応するため、保育の質を落とさず、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、保育士の担い手の裾野を広げるとともに、保育士の勤務環境の改善につなげることを目的に、今回国が家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を改正しました。それにより今回南国市においても議案を提出したものです。

改正の内容は、南国市が認可をする小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所において、保育士に係る基準を緩和する特例を設けるものであります。

小規模保育事業所は、原則定員が19名以下の少人数の単位でゼロ歳から2歳の乳児を保育する保育事業所であり、今回の特例が適用となる小規模保育事業所A型が市内に2カ所あります。これらは南国市の南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に該当した事業所であったため、南国市が認可をした事業所です。

今回の保育士配置の特例は3つですが、1つ目は、朝夕など児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例です。配置基準で2名の保育士の配置が必要である場合、その1名を保育所などで保育業務に従事した期間が十分である者、国が示したのものには約1年くらいというふうに提示されてますが、そして県が行っております子育て支援員研修を修了した者にかえることが可能となります。

特例の2つ目は、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の活用に係る特例です。

特例3つ目は、加配人員に係る特例です。小規模保育事業も11時間開所で保育士1人当たり最長8時間労働としていることなどにより、定められた配置基準数の保育士に追加して雇い入れることが必要な保育士につきましては、保育所などで保育業務に従事した期間が十分である者、子育て支援研修を修了した者にかえることが可能となります。

ただし、特例2つ目、3つ目におきましては、保育資格を有しない者の合計数が各時間帯に必要な保育士数の3分の1を超えてはならないことになっております。

保育所などにおける保育は生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、専門的知識と技術を有する保育士が行うことが原則です。各特例を実施するに当たっては、保育士が専門的業務に専念することができるよう、保育に直接影響を及ぼさない事務的作業などは保育士以外の者が行うなど業務負担の見直しを行うとともに、南国市及び事業所において、これからも保育士の確保対策の一層の強化に取り組んでいく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 19番福田佐和子さん。

○19番（福田佐和子君） それぞれ詳しく答弁をいただきましたが、国の法律は、例えば規制緩和によって定数より人数を多く入れる、あるいは非正規雇用で対応するという事なんです。南国市もこの定数以上入っておられる子供さんの数や、それぞれ個別に保育をされておられる人数を数えると、もう一つ保育所があってもおかしくないような状況に今あります。先ほど課長の答弁は詳しくその中身を答弁されましたけれども、例えば国の法律はこの中身、規制緩和を進めるという中身ですけれども、市独自の支援策、子育て支援策はこの法律以外にはできないものなのか、そのことを検討したことはあるのか、もう一回お聞きをしたいと思います。

親が安心して働けるように、まずは保育所の保育士の労働条件、これが大前提であるということが今大変大きな議論になっておりますけれども、南国市の保育はこれまでも県下でも有数の大きな評価を得る保育所経営をしてまいりました。法に従うだけでなく、子育て応援の、そして人口増を目指す南国市として、新たな取り組みをしていただきたいというのが思いであります。保育資格のある保育士の配置をすること、そしてその年齢に応じた保育の経験がある保育士を配置をすること、これはずっとこれまでもお願いをしてきたところですが、今回法律が改正をされ、南国市では具体的に今後の保育行政、どのように取り組んでいかれるのか、お聞きをいたします。

○議長（西岡照夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香君） 福田議員さんの御質問にお答えします。

南国市としましても、新たに保育士の勤務環境の改善に努めなければならないと考えております。現時点で新たな施策、今お示しするものではありませんが、今後この条例が出たとはいえ、これは小規模保育事業所です。保育所のほうは、県のほうは今回の6月議会のほうで提案して

るとお聞きしておりますが、南国市としましてもこの保育士特例の規制緩和が出たからといって質が落ちないように原則保育士、そして保育士以外の方をやはり雇い入れをする場合には、そこでの業務の見直しをしながら、保育士さんに負担にならないように進めていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第6号の質疑を終結いたします。

議案第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。17番浜田勉君。

〔17番 浜田 勉君登壇〕

○17番（浜田 勉君） おはようございます。

議案第7号について質疑を行いたいと思います。突然ですので、市長はそりゃわかっちゃよらや、そればあのことは、というふうにお答えいただけるものと思います。

実は、この農業委員の定数、同時に農地利用最適化推進委員の定数条例ですが、実は任命制によるというのがみそでありまして、つまり表現としては、私は、表現に対する理解としては任命制というのを頭の中に入れないと、今回のこの人選は公選から任命制というふうな決定的な相違点があるからであります。

私が小さいときは官選知事というのがいました。そして、戦後すぐに知事選挙がありました。で、おやじに、また選挙がある、選挙がどういて、というふうに聞いた記憶がございます。そのときに、官選知事から今度は民選知事へというふうなことで選挙だと、これ小学校入る前にそういうふうな記憶がありました。つまり、それぐらい違いが今回の人選については、かかってきています。

つまり、戦前は官選知事が、中央のその政権の息にかかった人が、統治機構として派遣をされておったと。戦後はそうでなくて、いわゆる地方の民権ということで、民主主義の開化によってそういうことが考えが大きく変わってきたという経過がございました。つまり、戦前の絶対的な天皇制に庇護された農地制度、これが戦後の解放運動、農地解放が公選制による農民議会と言われた農業委員会によって、大きく運動が広がりました。

そして、完全に農地解放がされたというふうには言えませんが、大きく農地解放が進み、農民の生活状態は大きく変わった。そして、民主主義が広がったという経過を私たちは体験をしてまいりました。つまり、公選委員による耕作者主義が優先されたからです。つまり、

不在地主はだめということでこの農地解放が進みました。だから、最近まで農業委員を指して農地委員という表現がありました。この10年ぐらいまでは、もう平然と農業委員といえば農地委員というのがまかり通る、言えば権威の象徴でした。つまり、任命制はともすれば統治機構の一つの要因と。

今回の任命制については、ずっと優先されてきた民主主義の拡大、公選制、あるいは農民議会と呼ばれたそのスタイル、そのすばらしい伝統が、今度のいわゆる新しい任命制によってどのように変わるのか、という不安がございます。これは先立っての農業委員会でもその問題について話し、検討をされました。これはやはり民主主義の、これによって今までの内容がいわばおろると、下がるということではないという中央の方の講師の話で、みんなが安堵の胸をおろしたというふうな経過がございました。

だから、私は今回のこの定数問題に当たる市長の考え、その認識についてお尋ねをしたいと思います。つまり、人数の設定等、あるいはこの2つの委員の役割について、具体的な形になっていくわけでありますから、市長のこれに当たる考え方を述べていただければ結構です。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 橋詰壽人君登壇〕

○市長（橋詰壽人君） 御答弁申し上げたいと思いますが、その前に、この農業委員会の制度の改正について、浜田議員から絶対的天皇制を堅持するであるとか、その唱道としての任命制度であったものを、今度公選制が一番いいのに、公選制をやめてまた任命制になるということに危惧するような意見がございましたけれども、私は今度のこの農業委員改正というのは、後継者がまず減る、耕作放棄地がどんどんスピードを上げてふえてくる、こうした農業全体の危機感、そして農地が放棄され、そして後継者もどんどん減っていく中で、これからの農業を発展させ、そしてまた守っていくためのみんなが選んだ農業委員の役割、これをこの現制度よりもいかに効率よくしていくかと考えた上で今回改正になったものである、このように考えております。

その一つの手法として、農業委員制度はそのまま堅持いたします。ただ、農業委員さんが、これは私の言い方が非常にまずいかもわかりませんが、我慢して聞いていただきたいと思いますが、現地、農地と、農業委員が議論しておることとの間で、もう少し農地の現状であったり各地域の現状であったりをより把握できる人として、農地利用適正化推進委員、これを別途に設ける、その役割を明確にしていく、こういうことでできたものであると思っております。

ですから、私が仮にこの法がいうように任命制度にのっかって、私が誰と誰と誰にやっ

ただくという形をとるにしろ、これらのことについての任命の過程まではいろんな方の御意見を聞き、あるいは地域の意見を聞いてやらないと、どなたが首長をやられてもそういう方向に行くのではと思っております。

○議長（西岡照夫君） 17番浜田勉君。

○17番（浜田 勉君） 市長から今お答えをいただきました。

もちろん、危惧する点は私と市長とが相違点があるわけではございません。ただ、私は経過的な問題について触れたわけでありまして、庇護された地主制度という、これの解放運動が、戦前の暮らしから大きく変わったということに触れながら、そして農業委員の役割がどういう役割を持ってきたのかということに触れました。

そして、今の状況については市長の認識が私とほぼ違いませんけれども、そういう認識のもとで今度の人選問題については対応していきたいというわけでありますから、私は今のお答えでそれについてどうのこうのというつもりは全くございません。

特に、今の農業の置かれている実態については、きのうも有沢議員からの質問等が、あるいはこの間の質問等があったように、農業の置かれた実態については共通認識でありますので、それらを踏まえて農業委員の、あるいは農地推進委員についての選考に積極的に対応していただくことをお願いいたします。

○議長（西岡照夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第7号の質疑を終結いたします。

議案第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第8号の質疑を終結いたします。

議案第9号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第9号の質疑を終結いたします。

議案第10号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。18番土居篤男君。

〔18番 土居篤男君登壇〕

○18番（土居篤男君） 議案第10号につきまして質疑を行います。

年のせいか首のつけ根が数日前から痛くなりまして、原因不明のままきょうに至っております。

してなかなか、悪いことをした、借金したわけではありませんのに首の回りが非常に悪くなりまして、非常に不自由をしております。

南国日章工業団地の用地取得について質疑を行います。

これは面積と金額が提示をされておりますが、15万1,714平米と契約金額19億9,775万9,000円が提示をされております。この15ヘクタールという面積の大きさが、どうも具体的にイメージとして湧きません。400メートル四方として考えたらそれより若干小さいと、その程度の規模かなという予測はつきますが、大きいと感ずる感じ方と、意外と小さいなと思う二通りがあると思っておりますが、この15ヘクタールに対しまして何社ぐらいが入居する構想を持っているのか、またその従業員数はどの程度を見込んでいるのか、お尋ねをしたいと思います。

それで合わせて、この議案に対する質疑にならないかもしれませんが、人口が減らないように人口増計画というものも、一方で、総合計画で立てておりますので、市外、県外から入居する企業などがあれば、何がしかの住居を求める従業員もふえるのではないかと、その住居をこの近辺に確保すると。地区計画でできるとかできんとか今まで断片的に聞いておりますが、そういうを構想を持っておるかどうか、お聞きをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。商工観光課長。

〔商工観光課長 長野洋高君登壇〕

○商工観光課長（長野洋高君） 土居篤男議員さんからの御質問にお答えいたします。

日章工業団地への誘致企業数、従業員数等についての質問ですが、日章工業団地につきましては、本年度から用地の買収に入る予定をしております。現在のところ、入居する企業等について全然決まっていない状態でありまして、従業員数等もわかっていない状況であります。

あと、住宅対策につきましては、まだ全然企業等、従業員数等も決まってない状況でありますので、現在のところは特に考えてはいない状況であります。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 18番土居篤男君。

○18番（土居篤男君） 何も、用地の面積が決まって金額が決まっただけで、企業数も従業員数も決まっていない、予測もしていないということなんです。したがって従業員が住宅が欲しいとか住宅用地が欲しいとか、そこまでも考えたことがないということらしいですが。やっぱりこうある程度の、この企業の従業員のためだけではなくて、あそこは高知大学から高専から多数の職員が昔から働いておりますので、ところがあそこの近辺にその方たちの住居が構えれないと。かつて医大ができたときに市長も努力をしておりましたが、あの近辺で何として

もこの環境のいい住宅を構えて、医大の職員さんに近くに定住してもらいたいということで努力をしたようですが、なかなかそれが法律の手前で実らなかったということなのですが。若干その法律も緩みつつあるということですので、ある程度の入居企業の従業員だけではなくて、高専、高知大学の職員さんもこれから常に固定的ではありませんので、若い人も入ってきますので、その人のためにもあの物部、立田の近辺に地区計画などのような計画を腹づもりをもてば一定のめどが立つのではないかと。仮にその入居した従業員が何人も入らなくても、高専とか高知大学の職員、あるいは野市へ構えようかという方たちも南国のほうがいいと、宅地の価格の問題もありますので一概には言えませんけれども、安い住宅地を提供すると、そういう計画、構想も持つべきではないかと。再度、商工観光課長が腹をくくって上に提言をできるように考えてやったらどうでしょうか。

○議長（西岡照夫君） 市長。

○市長（橋詰壽人君） 大変御参考になる御意見だと思って、大事にしていきたいと思います。

○議長（西岡照夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第10号の質疑を終結いたします。

議案第11号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第11号の質疑を終結いたします。

報告第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 報告第1号の質疑を終結いたします。

報告第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 報告第2号の質疑を終結いたします。

報告第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 報告第3号の質疑を終結いたします。

報告第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 報告第4号の質疑を終結いたします。

これにて議案及び報告に対する質疑を終結いたします。

＊

○議長（西岡照夫君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

○議長（西岡照夫君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 討論を終結いたします。

＊

○議長（西岡照夫君） これより採決に入ります。

議案第11号を採決いたします。本案は推薦に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立全員であります。よって、議案第11号は推薦に同意することに決しました。

なお、報告第1号から報告第4号まで、以上4件は議決の対象となりませんので、念のために申し上げます。

＊

#### 議 案 の 委 員 会 付 託

○議長（西岡照夫君） ただいま議題となっております議案第1号から議案第10号まで、以上10件はお手元へ配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＊

#### 議 案 付 託 表

総務常任委員会

議案第1号 平成28年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳入の部

歳出第2款総務費

第2条債務負担行為の補正

議案第4号 南国市火災予防条例の一部を改正する条例

議案第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について

議案第9号 小型動力ポンプ付水槽車購入契約の締結について

産業建設常任委員会

議案第1号 平成28年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳出第6款農林水産業費 第7款商工費

議案第3号 平成28年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算

議案第7号 南国市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

議案第10号 (仮称) 南国日章工業団地の用地取得について

教育民生常任委員会

議案第1号 平成28年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳出第3款民生費 第4款衛生費

議案第2号 平成28年度南国市国民健康保険特別会計補正予算

議案第6号 南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

＊

請願の委員会付託

○議長（西岡照夫君） 今期定例会で受理いたしました請願は、お手元へ配付してあります請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

(「請願文書表」表挿入)

\*  
-----

○議長（西岡照夫君） これにて本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。6月21日、22日の2日間は委員会審査のため休会し、6月23日に会議を開きたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

6月23日の議事日程は、議案等の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時44分 散会